

経営会議の内容

件 名	大和市 PFI 等の公民連携手法導入方針について
所 管 部	政策部
日時・場所	平成29年 4月24日（月）10：45 ～ 11：35 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、行政改革推進課長
提 出 理 由	大和市 PFI 等の公民連携手法導入方針の策定にあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・事業費の総額が対象事業の要件を満たさない場合でも、PFI 等手法の導入を検討することは可能か。 （所管部）要件を満たさない場合は本方針の対象とはならないが、PFI 等手法の導入が望ましいと考えられる事業があれば、検討することは可能である。 ・対象事業の基準額は国の指針に基づいているが、何か拘束力があるのか。 （所管部）国においては目安として示している。ある程度の事業規模がないと事業者の参加が難しいため、これまでの国内各市の事業実績も踏まえて指針と同様の基準としている。 ・近隣において PFI 等手法を導入している事例はあるか。 （所管部）新江ノ島水族館で B00 方式が導入されているほか、茅ヶ崎市の（仮称）柳島スポーツ公園についても PFI での事業実施が進められている。 ・本市の公共施設の維持管理・運営事業の中で、PFI 等手法の導入の検討が想定される事業にはどのようなものがあるか。小学校のような直営の事業でも該当はあるか。 （所管部）現状で指定管理を導入している、文化創造拠点シリウスや引地台公園などで検討が想定される。直営の事業では現在のところ把握していない。学校の維持管理・運営については、法律上民間に委ねることができる範囲に制限があることも踏まえて、詳細は今後確認していきたい。 ・第一次検討及び第二次検討における評価は、事業主管課で行うのか。 （所管部）具体的な方法は運用ガイドラインで決めていく。基本的には政策部と連携しながら事業主管課において行うことになる。 ・検討にあたっては、外部コンサルタントだけでなく、審議会など専門家を含む第三者機関の評価も尊重できるように運用ガイドライン等で定めてもらいたい。 （所管部）運用ガイドラインの策定時に検討する。 ・方針の中には VFM（バリュー・フォー・マネー。支出額に対して最も価値の高い行政サービスを提供するという考え方）について言及がないが、PFI 等手法の導入にあたっては、金額だけでなくサービスの質も重要であり、事業主管課のみでその判断をするのは難しい面もある。制度内容をしっかり把握しないままに検討が進むことのないよう、制度の周知を図ってもらいたい。 （所管部）今後策定する運用ガイドラインにおいて、VFM も含め、評価方法などの制度内容をしっかりと周知するようにする。

	・国が補助金採択の際に PFI 等手法導入検討を一部要件化するとあるが、具体的にどのような要件か。 （所管部）現在のところ具体的な要件が示されていないため、引き続き国の動向を注視していく。 ・国が補助金採択の際に検討を一部要件化することは、地方自治体の事業を国が主導するような印象を受ける。また、基本構想や基本計画等の策定時に PFI 等手法の導入を検討することは、現実的には政策実施のスピード感が損なわれるといったデメリットも大きい。そのような中で、自治体主導で事業を進めていくために、どのように対応していくのか。 （所管部）国が補助金採択の要件としようとしている背景には、全国的にインフラの再構築の必要性が高まっている中で、民間のノウハウを活用することでより効率的・効果的に整備ができる可能性があることや、東京五輪以降の建設事業等の落ち込みを見据えた対応であると考えられる。しかしながら、PFI 等手法の導入には時間も要し、スピード感が損なわれる懸念もあることから、検討段階において費用総額以外に採用手法の適性の評価など、本市独自の視点を加えることで、自治体としての自主性が働くように対応できると考えている。
会議結果	案のとおり、進めていく。